

送 金 (計 画 ・ 実 績) 確 認 書

所属		職員番号		組合員氏名	
----	--	------	--	-------	--

いずれかの□にチェックしてください。

1 被扶養者申告時の送金計画確認書として提出します。
 2 3か月経過後の送金実績確認書として提出します。

① 被扶養者として 認定申請する者	氏 名	年 齢	組合員との続柄	いつから別居していますか
		歳		平成 年 月 日 令和
		歳		平成 年 月 日 令和
② ①の居住する住居について (いずれかにチェック記入)		<input type="checkbox"/> 持家(名義人の氏名と①との続柄)氏名 続柄 <input type="checkbox"/> 借家		
③ 送 金 額	月 額	円 × 12か月		※ 年額合計 ※毎月送金を基本としますが、賞与分として若干の増額送金(月額を超えない)をする場合は賞与月を含む3か月以上の送金実績を提出してください。
	賞与分	円 × 2回		
	年額合計※	円		
④ 送金方法 (ABいずれかに○)		A 銀行振込・郵便振込 ※提出時に金融機関発行の振込依頼書等の写し及び振込先の通帳写しを添付してください。 B 現金書留 ※提出時に現金書留封筒の写しを添付してください。(控え写しは不可)		

横浜市職員共済組合理事長様

令和 年 月 日

被扶養者として認定申請をする者について、上記記載のとおり
私が生計を維持している事実には相違ありません。

組合員自署

注1 手渡しは事実確認ができないので認められません。

注2 送金方法 がA、Bいずれであっても申告時に初回分送金証明を、3か月後に送金証明実績を提出してください。賞与分加算のとき、提出する実績に賞与分が含まれないときは、さらに3か月後に実績を提出してください。

注3 3か月後に送金実績の提出がないときは申告時に遡って被扶養者の資格を取消します。

注4 3か月後の送金実績確認書として提出の際は②欄の記入は省略していただいて結構です。

注5 今後、組合が送金事実の証明を求めたときはいつでも速やかに提出できるよう保管しておいてください。提出がない場合や計画と異なる事実が判明したときは非該当の事実日に遡って認定を取消します。